

品川区いじめ防止対策推進基本方針

平成28年9月

品川区教育委員会

(最終改訂 令和5年12月12日)

1 基本方針の策定

「品川区いじめ防止対策推進基本方針」（以下「基本方針」という。）は、「品川区いじめ防止対策推進条例」（以下、「区条例」という。）第11条の規定により、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）および「東京都いじめ防止対策推進条例」（以下、「都条例」という。）等に基づき、いじめ根絶に取り組むための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、区立学校に在籍する児童・生徒に対して、当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ重大事態の定義

いじめの重大事態は、法第28号第1項において次のように定義されている。

○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（同項第1号「生命心身財産重大事態」という）

○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（同項第2号「不登校重大事態」という）

4 いじめの禁止

いじめは、重大な人権侵害であり、決して許されない行為である。全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。また、児童・生徒は、いじめを発見した場合（いじめの疑いを認めた場合を含む。以下同じ。）は、いじめを傍観せず、保護者、区立学校の教職員または関係機関等に報告するよう努める。

5 いじめ防止への基本的な考え方

いじめは、どの児童・生徒にも、どの学校でも起こり得るという認識の下、品川区教育委員会（以下「区教育委員会」という。）および学校は、保護者、地域住民および関係機関等と日頃より連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を基本として、次のような取組を推進する。

(1) いじめを許さない学校づくり

学校は、学年・学級での指導を基盤とし、特に良好な人間関係形成のため、体験学習等の充実や児童会・生徒会等による主体的な取組を推進し、豊かな情操と道徳心を培い、児童・生徒がいじめは決して許されないことを自覚できるよう努める。

(2) いじめについて相談しやすい体制づくり

学校は、児童・生徒との日頃からのかかわりを大切にするとともに、家庭等との連携を密にすることにより、児童・生徒からの相談を受けやすくしたり、保護者や地域住民および関係機関等からの情報提供を得やすくしたりするよう努める。

(3) 教員の指導力向上

区教育委員会は、いじめに適切に対応できるよう教員の指導力と資質・能力の向上を図るため、研修の充実を図る。学校だけで早期に解決することが難しい場合には、品川学校支援チーム「HEARTS」（以下「HEARTS」という）の派遣などにより、学校を支援する。

(4) 学校と保護者の連携

ア 学校は、年度当初の保護者会および校区教育協働委員会等において、いじめの定義やいじめ防止に向けた取組、いじめがあった際の対処など「学校いじめ防止基本方針」の内容について説明するとともに、市民科授業地区公開講座や学期ごとの保護者会等の機会を捉えて繰り返し説明し、理解を図る。

イ 保護者は、児童・生徒がいじめを行うことがないように、規範意識を養うよう努めるとともに、いじめの情報を得た場合には、学校・関係機関に速やかに連絡・相談するなどして、児童・生徒をいじめから保護し、いじめの防止等（「いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。」）の取組に協力するよう努める。

ウ 区教育委員会は、いじめ防止対策に協力が得られるよう、保護者を対象とした広報その他の啓発活動を実施する。

6 学校における取組

学校は、いじめを防止し、解決するために、以下（1）～（3）の取組を全教職員が共通理解のもとで組織的に推進するとともに、区教育委員会、児童相談所、警察署等の関連機関と連携して取り組む。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、「法」、「区条例」、「東京都いじめ防止対策基本方針」および「品川区いじめ防止対策推進基本方針」の趣旨を踏まえ、その学校の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめの防止に努める。

(2) 「学校いじめ対策委員会」の設置と組織的対応の推進

ア 学校は、管理職、学校配置スクールカウンセラー（都費スクールカウンセラー）、生活指導主任等を中心とした当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織「学校いじめ対策委員会」を置く。

イ 「学校いじめ対策委員会」は常設の組織とし、定期的を開催するほか、いじめの事案や重大性に応じて、適宜開催するものとする。また、実情に応じた人選により組織を構成する。

ウ 「学校いじめ対策委員会」は次の役割を担う

- ・ 定例会議の設定と会議録の作成・保管
- ・ いじめの防止等に関する教員研修（年3回）や授業（年3回）、アンケート調査等の年間計画の作成・実施
- ・ いじめの早期発見につながるアンケート調査等の分析
- ・ 所属職員等からの情報収集・情報共有・全教職員への周知徹底
- ・ いじめの定義に基づいたいじめの認知
- ・ いじめの解決に向けた対応方針の協議
- ・ 児童・生徒、保護者等に対応する教職員等への指導・助言
- ・ 記録の保管・引継ぎ
- ・ 学校評価の実施と「学校いじめ防止基本方針」の改訂

エ 重大事態が発生した場合には、学校は、「区条例」第21条に基づき、速やかに教育委員会に報告するとともに、「学校いじめ対策委員会」を開催し、事実関係を明確にするための調査を検討・実施する。

(3) いじめの防止等に関する取組

学校は、区教育委員会と連携して、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。以下に各段階における取組例を示す。

ア いじめの未然防止

- ・ 「いじめはどんな理由があっても絶対に許されない」という意識を学校全体に醸成する。
- ・ 市民科学習等を通じて、「いじめに関する授業」を意図的・計画的に、年3回以上実施する。児童・生徒にいじめの定義を理解させるとともに、人権を尊重する心情を育て、いじめをしない、させない、見逃さない資質・能力を育てる指導を年

間通じて行う。

- ・学校と保護者ならびに保護者同士の緊密な連携・協力を推進するため、家庭訪問や保護者会、学校だより等で、学校がいじめの未然防止に努める姿勢を示し、信頼関係を築く。
- ・学校間および校種間での連携を強化し、入学児童・生徒および転入児童・生徒の状況について、いじめや不登校等の実態の有無について確認し、児童・生徒情報を確実に学校間および校種間で引き継ぎ、未然防止に努める。

イ いじめの早期発見

- ・学級の様子と早期のいじめの実態把握を行うために、定期的なアンケートを実施する。
- ・児童・生徒がいじめを訴えやすいよう、校内での相談体制を整備し、担任への相談だけでなく、保健室や相談室の利用ができることを周知する。
- ・目安箱等を有効活用して、児童・生徒が直接相談できる窓口について周知する。

ウ いじめの早期対応

- ・いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「学校いじめ対策委員会」に報告・連絡・相談を行う。「学校いじめ対策委員会」でいじめを認知し、具体的な対応の在り方について協議し、校長が決定する。
- ・いじめ問題の対応経過については、全ての事例について「学校いじめ対策委員会」が定めた共通の様式に従って記録を作成し、全教職員が確認できる方法で保管する。
- ・記録は、事実確認をもとに、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に対して」「何を」「どうしたか（どのような対応を行ったか）」など、事実や対応が明確に分かるように作成する。
- ・被害児童・生徒およびいじめを知らせてきた児童・生徒の安全の確保を行うとともに、教育的配慮のもと、加害児童・生徒への指導を徹底する。
- ・被害児童・生徒の保護者および加害児童・生徒の保護者の双方に、事実関係と学校の対応方針を丁寧に説明し、被害児童・生徒への支援内容や、加害児童・生徒への指導、再発防止に向けた取組について理解を得る。
- ・「HEARTS」等の関係機関との連携をとり、組織的な対応に努める。
- ・校区教育協働委員会にいじめが発生したことを報告するとともに、早期解決に向けた連携・支援を求める。

エ 重大事態につながらないための対応（いじめを重大化させないための対応）

- 被害児童・生徒の安全確保と不安解消

- ・授業中や休み時間に、複数の教職員が目を離さず観察を行ったり、必要に応じて、登下校時に教職員等が付き添ったりして、確実に安全を確保する。
- ・登校できていない場合には、学級担任をはじめ、学年の教員等による電話連絡や家庭訪問を適宜行う。
- ・加害児童・生徒のいじめ行為がエスカレートすることにも留意し、被害児童・生徒に寄り添い、教職員全体で断固として、被害児童・生徒を守り抜く姿勢を明確にする。
- ・心理的ストレスや不安を解消するため、スクールカウンセラーとの面談等により、心のケアを行う。

○加害児童・生徒に対する組織的・計画的な指導および観察

- ・「学校いじめ対策委員会」が、長期的な視点からの対応方針を定め、教職員による単発的な指導にとどまらない組織的・継続的な指導を行う。
- ・状況に応じてスクールカウンセラーと連携し、加害児童・生徒へのアセスメントを行うなど、いじめの行為を行う背景を配慮しながら、指導の充実を図る。
- ・加害児童・生徒の保護者と連携し、学校の指導方針を丁寧に説明した上で、家庭での指導を依頼する。家庭での指導が困難な場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが心理的な面や福祉的な面からの支援を行う。
- ・加害児童・生徒が自身の行為をいじめと認識しておらず、被害児童・生徒が精神的な苦痛を感じている場合は、加害児童・生徒に相手が苦痛を感じていることを理解させた上で、適切な相手との関わり方について考えさせるなど、行為の内容や状況を踏まえた指導を行う。

○被害および加害児童・生徒の保護者の理解に基づく対応

- ・いじめの対処にあたり、学校の教職員、保護者（家庭）が、いじめについての共通認識をもって、対処できるよう関係保護者へ「学校いじめ防止基本方針」の趣旨を丁寧に説明する。また、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようを目指すことを目指し、学校として組織的に対応していくことについて、保護者の理解を得る。
- ・学級担任や「学校いじめ対策委員会」のメンバーである教職員と双方の保護者が、正確な事実に基づき、互いの児童・生徒にとって最良の解決方法を協議するなどの機会を早期に設定する。

○学校関係者や地域、関係機関と連携した対応

- ・PTA 役員会、校区教育協働委員会、「学校サポートチーム」会議等の開催、支援の依頼
- ・地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、町会・自治会役員、卒業生、卒業生の保護者）による声掛け、見守り等
- ・警察、子ども家庭支援センター・児童相談所等の関係機関と連携した対応

- ・児童センター、すまいるスクール等の職員による声掛け、見守り等
- ・インターネットを通じて行われるいじめへの対応

7 区教育委員会の取組

区教育委員会は、いじめを防止ならびに解決するために、以下の（１）～（３）の施策を推進していく。

（１）品川区いじめ根絶協議会の設置

区は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止に関係する機関および団体の連携を図るため、学識経験者、地域代表、関係官公署等から構成される「品川区いじめ根絶協議会」を置く。

（２）品川区いじめ対策委員会の設置

区教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策の推進について調査・審議するために、学識経験者、法律、医療、心理、福祉等専門知識を有する者から構成される「品川区いじめ対策委員会」を置く。

（３）いじめの防止等に関する取組

ア 相談体制の整備

児童・生徒・保護者がいじめに関する悩みや不安について、「HEARTS」専用電話、こころのフリーダイヤル、電話相談や来所相談のできる教育相談室の利用や「HEARTS」、巡回相談員（区費スクールカウンセラー）および学校配置スクールカウンセラー（都費スクールカウンセラー）が対応するなど、相談できる体制を整える。

また、各校に「目安箱」を設置し、児童・生徒が相談できる体制を整える。また、生徒は区で貸与している1人1台学習者用端末から、相談フォーム「アイシグナル」を通じて、時間に影響されずに相談できるようにする。

イ 学校支援の充実

いじめに関する情報を学校と定期的に共有するとともに、必要に応じて、指導主事・「HEARTS」等の専門的知識を有する者を学校に派遣し、いじめの防止等の取組への支援に努める。

また、生活アンケートを年3回実施し、いじめの認知や可能性があれば、被害・加害の児童・生徒を確認し、指導主事や「HEARTS」と情報共有を行う。

ウ 教員研修の実施

教員がいじめの未然防止・早期発見・早期対応を行うことができるようにするため、経験や職層に応じた内容を、初任者研修や生活指導主任研修、管理職向けの研修の中で実施するとともに、関連資料の配布等の情報提供を行う。

エ 保護者との連携

児童・生徒の教育について第一義的な責任をもつ保護者に対して、市民科地区公開講座や土曜授業公開日、保護者会、PTA 活動等の機会を活用し、いじめ防止に向けた連携を図る。

オ 地域との連携

日頃から学校と町会等の地域組織が情報交換等による協力体制を築き、見守りや声かけ等の取組を行うとともに、学校行事や校区教育協働委員会、地域健全育成運営協議会等の機会を活用した連携により、地域とともにある学校づくりを推進する。

カ 関係機関との連携

児童・生徒の健全育成を推進するため、児童相談所、警視庁、少年センター、すまいるスクール（「全児童放課後等対策事業」）、児童センター、民生・児童委員等の関係機関と様々な機会を活用して情報交換を行い、連携を強化する。

キ 情報モラル教育の推進

携帯電話やスマートフォン等の利用によるインターネットを媒介としたいじめを防止するため、教員に対して情報モラルに関する研修を行うとともに、児童・生徒や保護者に対して「SNS 家庭ルール」等の作成と活用についての働きかけを推進する。

また、インターネットのもつ利便性と危険性についても正しい認識を共有できるように努める。

ク その他の取組

・いじめ実態調査報告および不登校対策報告書

毎月、各校で起こったいじめについて、学校から報告書を提出させる。報告書をもとに、学校へのヒアリング、「HEARTS」との情報共有を行い、問題解決を図る。また、不登校対策報告書よりいじめを起因とした不登校についても、同様に対応する。

・いじめ根絶バッジ

各校が作成したいじめ根絶バッジを土曜授業日（いじめ防止推進デー）に身に

付け、いじめ防止に対する意識を高め、品川区内の児童・生徒、教職員、保護者、地域関係者等が、いじめの未然防止、早期発見・解決へ協力して取り組む。

・品川教育の日

5月の第1回には、中学校・義務教育学校（後期課程）が7年生の授業を公開し、授業後に出身校別分科会を開催して、小学校・義務教育学校（前期課程）の教員といじめ・不登校を含む7年生の情報交換を行う。

9月の第2回では、区立学校の全教職員を対象として、いじめに関連した講演や研修会を実施し、同一の視点でいじめ防止に当たれるようする。

2月の第3回では、小学校・義務教育学校（前期課程）が6年生の授業を公開し、授業後に入学予定の中学校・義務教育学校（後期課程）の教員といじめ・不登校を含む6年生の情報交換を行い、次年度の学級編成や学年経営に生かす。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義（再掲）

いじめの重大事態は、法第28号第1項において次のように定義されている。

○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（同項第1号「生命心身財産重大事態」という）

○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（同項第2号「不登校重大事態」という）

(2) 重大事態の判断

学校は、重大事態に該当する可能性のある事案を把握した場合、速やかに「学校いじめ対策委員会」を開催し、次の各項の例を参考にしながら、重大事態の定義に基づき、重大事態に該当するかどうかの判断を行う。

教育委員会は、学校が重大事態に該当するかどうかの判断に迷う場合や、学校が重大事態と判断しなかった場合においても、重大事態と認定することができる。

なお、重大事態に係る対処は、学校の設置者である教育委員会と学校の密接な連携・協力の下に行う必要がある。このことから、校長が重大事態の発生か否かの判断に迷う時などは、教育委員会と協議の上、迅速かつ適切に判断する。

その際、校長は、これまで確認されている事実経過等の詳細について、教育委員会に情報を提供する。

ア 「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた場合の判断

○児童・生徒が自殺を企図した場合

（例）・軽傷で済んだものの自殺を企図した。

○身体に重大な障害を負った場合

- (例)・暴行を受け、骨折した。
- ・投げ飛ばされ脳震盪となった。
 - ・殴られて歯が折れた。
 - ・カッターで刺されそうになった。

○精神的に重大な被害を被った場合

- (例)・多くの児童・生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
- ・わいせつな画像や顔写真の加工画像をインターネット上で拡散された。

○精神性の疾患を発症した場合

- (例)・リストカットなどの自傷行為を行った。
- ・心的外傷後ストレス障害と診断された。
 - ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
 - ・意識を失うまたは過呼吸等で倒れるようになり救急搬送された。

○金品等に重大な被害を被った場合

- (例)・複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
- ・スマートフォンを水に浸けられ壊された。

イ 「児童等が相当の期間欠席」をしている場合の判断

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

ただし、児童・生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、教育委員会と学校の判断により迅速に調査に着手する必要がある。

また、欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合も重大事態として扱う。

ウ 児童・生徒、保護者からの申立てにより疑いが生じた場合の判断

被害児童・生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあり、上記の例に類する重大な被害が生じていることが疑われる場合は、「いじめにより重大な被害が生じた疑いがある」ものとして調査・報告にあたることが求められる。

(3) 重大事態発生の報告

- ・重大事態の発生が確認されたまたは疑いがある場合、学校は、速やかに電話にて教育委員会に重大事態の発生を報告する。
- ・その上で、数日以内に、文書にて、教育委員会教育長あてに重大事態発生の経緯を報告する。
- ・文書を受理した教育長は、教育委員会会議において、重大事態の発生を報告するとともに、当該文書を写しとして添付した文書を、区長に提出する。

(4) 重大事態発生時の対応

ア 被害児童・生徒の安全確保・不安解消のための支援

(ア) 学校の組織的な対応による安全確保と不安解消

- ・被害児童・生徒が二度といじめを受けることがないように、全教職員の総力により、登校から下校までの見守り体制を構築し、安全を確保する。
- ・学校は、校長のリーダーシップの下、教育委員会の助言を受け、被害児童・生徒の身体への被害、財産への被害、精神的な被害の完全な回復と不安の解消のために、組織的な支援を行う。
- ・学校の指導により、加害児童・生徒によるいじめの行為が行われなくなっても、被害児童・生徒の不安が解消され、安心して学校生活を送ることができるようになるまでは、継続的な支援を行う。

(イ) 保護者への説明

- ・学校は、被害児童・生徒の保護者に対して、事案の事実関係を明らかにする調査の結果等の情報を提供する。
- ・学校は、調査結果とともに、被害児童・生徒が安心して学校生活を送れるようにするための方策について、保護者に説明し、意見を聴取して理解を得るとともに、対応の結果等どのように状況が改善されたかを定期的に報告する。

(ウ) 外部人材や関係機関との連携

- ・被害児童・生徒が受けた身体への被害については、医療機関等と連携し、完全に治癒するまでその状況を確認する。
- ・財産への被害については、警察の方針を踏まえ、必要に応じて学校または教育委員会と加害児童・生徒及びその保護者とが十分に協議し、適切に回復がなされるように努める。
- ・精神的な被害については、その状況を的確に把握し、保護者の理解を得ながら、医療や福祉等の関係機関、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉分野の専門家と連携して支援を行う。

イ 加害児童・生徒に対する指導および支援

(ア) 教職員の毅然とした指導

- ・複数の教職員で適切に役割を分担し、加害児童・生徒の行為に対して、毅然とした態度でいじめは絶対に許されないことを指導する。その上で、全教職員の総力により、二度と同様の行為を行うことのないよう指導体制を構築し、再発を防止する。
- ・加害児童・生徒が自身の行為の誤りを振り返り、改善が見られた場合には、どのように行動すれば、学校の全ての児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようになるかを考えられるように促し、自己の目標を決める等して実践でき

るよう指導する。

(イ) 保護者への説明、協力関係の構築

- ・加害児童・生徒に対する指導や更生に向けた支援に当たっては、保護者の理解と協力が欠かせないことから、事前に学校としての指導や対応の方針を説明し、理解を得るようにする。
- ・被害児童・生徒と加害児童・生徒の保護者の認識が異なり、関係が悪化したり争いが起こったりすること等が想定される場合には、校長は教育委員会の助言を受けながら、互いが面会する機会を設定し、問題の解決に向けて双方が理解し合えるように調整を図る。
- ・いじめに関わる児童・生徒の保護者が子どもとの関係に悩みを抱えている場合等には、スクールカウンセラーが相談に応じる等して、学校と保護者の信頼関係の構築に努め、対応する。

(ウ) 教職員、スクールカウンセラーによる支援

- ・加害児童・生徒の行為の背景には、加害児童・生徒が過去に深刻ないじめ等を受けていたときに生じた心の傷が原因となっている場合もある。必要に応じて教職員やスクールカウンセラーが面接等を通して、加害児童・生徒が自身の行為に対する振り返りを促す支援を行い、感情のコントロール、適切な人間関係づくりなどの具体的な方策について十分に指導する。

(エ) 別室での学習の実施

- ・加害児童・生徒に繰り返し指導したにもかかわらず、いじめの行為を続けるなど、被害児童・生徒が安心して学習できるようにならない場合には、必要に応じて、加害児童・生徒を被害児童・生徒が学習する教室以外の教室等で学習させる。

(オ) 警察や児童相談所等の関係機関と連携した支援

- ・加害児童・生徒の行為が、犯罪行為として取り扱われるべきと思われるなど、重大性が高い場合には、速やかに所轄の警察署に連絡し、連携して対処する。
- ・学校で指導を行っているにもかかわらず、加害児童・生徒の行為に改善が見られない場合等、被害児童・生徒に対して、今後も生命、身体、財産に被害を及ぼす可能性がある場合は、直ちに警察に通報して援助を求める。
- ・その他、加害児童・生徒の置かれている環境やこれまでの行為等を踏まえ、児童相談所等の関係機関と連携して、行為の改善への支援を行う。

(カ) 懲戒による指導、出席停止による他の児童・生徒の安全確保

- ・加害児童・生徒への指導を継続的に行っているにもかかわらず、被害児童・生徒や周囲の児童・生徒の学習が妨げられる等、状況に改善が図られないと判断した場合には、校長による訓告等の懲戒を加える。
- ・教育委員会は、学校が指導を継続してもなお改善が見られず、いじめをやり続ける場合は、加害児童・生徒の保護者に対して出席停止を命ずるなど、被害児童・

生徒や周囲の児童・生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じる。

- ・措置を講ずる場合には、被害児童・生徒の学習環境の確保と加害児童・生徒の更生への支援の両面から、必要最低限の措置で効果を上げられるよう、計画的に実施する。特に、加害児童・生徒の学習権が保障されるよう、家庭の状況等を含めた当該児童・生徒の実態を考慮して適切に指導・支援を行う。

ウ 周囲の児童・生徒に対する指導・支援

- ・周囲の児童・生徒についても、学校生活が充実したものになるよう、被害・加害児童・生徒と同様に継続した支援を行う。具体的には、「出欠状況の確認」「日頃のコミュニケーションの様子や日常の観察」「アンケート調査」「保護者（家庭）・地域との連携」が考えられる。
- ・児童・生徒の心身の状態に基づき、必要に応じてスクールカウンセラーと連携しながら対応していく。

エ 学校関係者や地域、関係機関と連携した対応

重大事態に該当するようないじめが発生した場合は、周囲の児童・生徒を通して、多くの保護者がその事実を知ることもある。学校は、必要に応じて被害児童・生徒の保護者の理解を得て、同じ学年や学級の保護者や PTA 役員等に、事実経過や学校の対応方針等を説明し、必要に応じて問題解決に向けた協力を依頼する。

重大事態が、被害児童・生徒と加害児童・生徒の関係にとどまらず、学校全体の問題に発展して、他の児童・生徒や保護者に不安を生じさせるような事態に至った場合は、学校は、地域や関係機関等の専門的な立場から助言や協力を受け、問題を根本から解決させるための取組を推進する。

(ア) 保護者・PTA 等の協力体制

- ・加害児童・生徒が集団で暴行を加えた等、犯罪に該当する重大性の高いいじめの行為が確認された場合、被害児童・生徒が生命に関わる事態に至った場合、報道される状況が発生した場合等には、教育委員会との連携の下に緊急保護者会等を開催し、個人情報に十分留意した上で、事実経過や学校の対応等の現状について説明する。
- ・必要に応じて、問題の解決や事態の收拾のため、保護者や PTA 役員等に協力を依頼し、教職員と保護者の協力体制を確立する。

(イ) 校区教育協働委員会や関係機関との連携

- ・学校はいじめの発生状況や対応状況について、個人のプライバシーに配慮しつつ、校区教育協働委員会、「学校サポートチーム」、地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、保護司、町会・自治会役員、青少年対策地区委員、品川地区人権擁護

委員、卒業生、卒業生の保護者等)、警察、子ども家庭支援センター、児童相談所、児童センター、すまいるスクール等の関係機関との情報共有を行う。学校の対応のみでは解決に至らない場合や地域での見守りが必要な場合は関係機関に協力を依頼する。

9 その他

区教育委員会は、この方針に基づくもののほか、必要に応じていじめ防止対策について対応を検討する。

いじめの認知およびいじめ重大事態の認定フロー

いじめの発生および訴え

報告・連絡・相談

学校いじめ対策委員会の開催

(校長、副校長、生活指導主任、各学年主任、養護教諭、SC など)
いじめ防止対策推進法に基づく、いじめの認知の判断と対応の協議

① 一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与えたものかどうか（インターネット上を含む）



② 被害児童等が心身の苦痛を感じているものかどうか

いじめの定義の 2要件に相当

解消に向け関係機関と連携した組織的な対応

いじめの認知

区教育委員会
いじめ発生報告受理

重大事態の判断（学校および教育委員会）

1号案件重大事態

- ① 自殺を企図した。
- ② 身体に重大な障害を負った。
- ③ 金品等に重大な被害を被った。
- ④ 精神性の疾患を発症した。
- ⑤ 上記①～④の疑いがある。

または

2号案件重大事態

- ⑥ 30日以上欠席が続いている。
- ⑦ 一定期間の連続した欠席が続いている。
- ⑧ 学校への復帰が困難で転学の意向を示している。
- ⑨ 上記⑥～⑧の疑いがある。
*別室登校やマイスクール、フリースクールで出席扱いとはなっている場合など。

①～⑨いずれかに当てはまる場合

重大事態の認定・区への報告 *対応フローへ

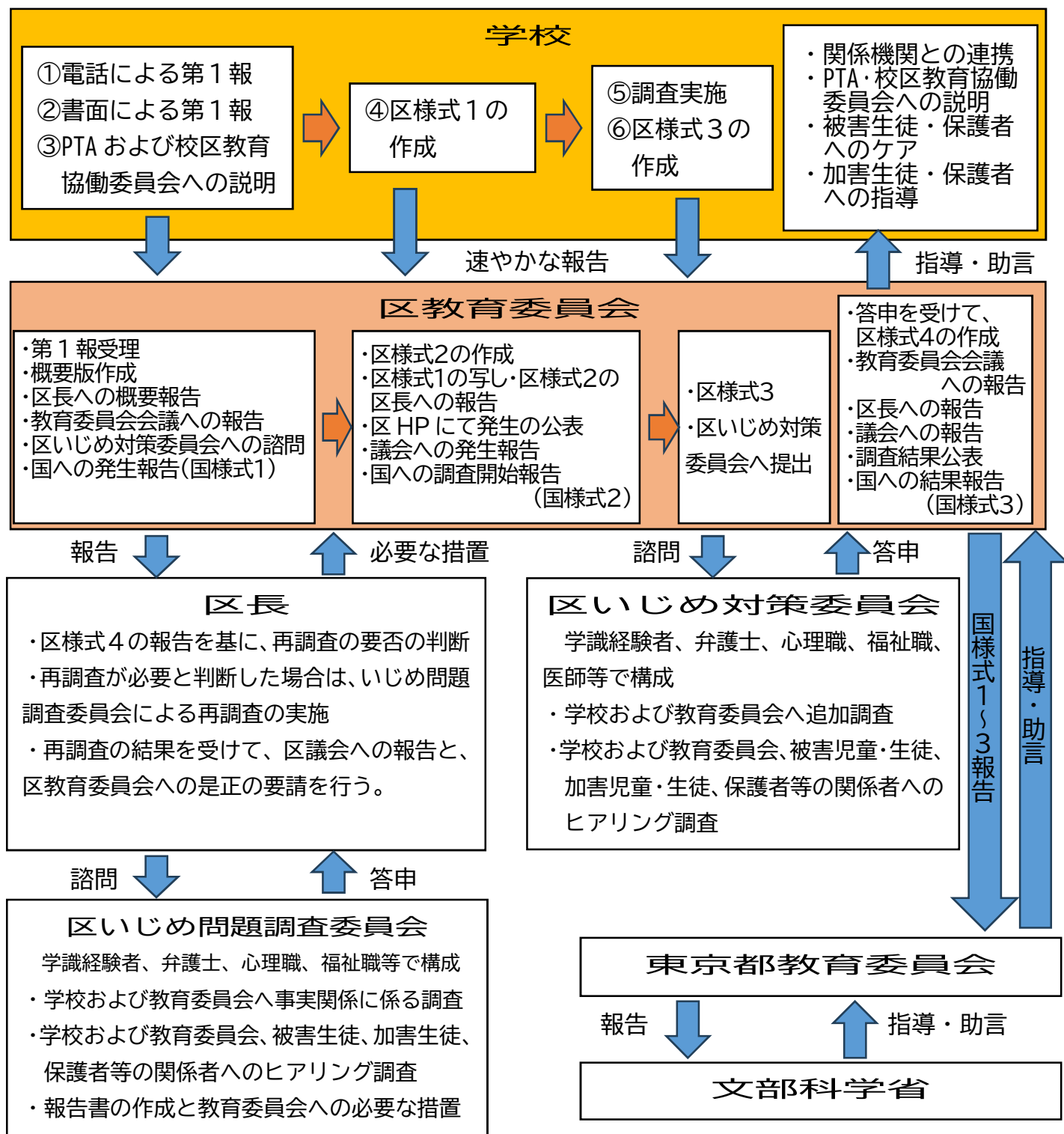
申立てあり！

当てはまらない

被害児童・生徒や保護者から申立てがあり、上記の例に類する重大な被害が生じている疑いがある。

①～⑨に当てはまらない

いじめ重大事態の対応フロー



【区様式提出チェックリスト】

- 「(第1報) いじめの重大事態の発生について」と概要版(区教委作成)
- 区様式1「いじめの重大事態の発生について」(学校作成)(速やかに区教委へ提出)
- 区様式2「いじめの重大事態の発生について」(区教委作成)(様式1の写しとともに区長提出)
- 区様式3「いじめの重大事態の調査結果について」(学校作成)(様式1提出より14日以内に区教委へ提出)
- 区様式4「いじめの重大事態の調査結果について」(区教委作成)(区いじめ対策委員会答申を受けて作成し、区長へ提出)

【国様式提出チェックリスト】

- 国様式1「いじめの重大事態の発生報告について」(区教委作成)(第1報を区長へ報告すると同時に作成し、都教委へ提出)
- 国様式2「いじめの重大事態の調査開始報告について」(区教委作成)(区いじめ対策委員会に諮問すると同時に作成し、都教委へ提出)
- 国様式3「いじめの重大事態の調査結果報告について」(区教委作成)(区いじめ対策委員会答申を受けて、都教委へ提出)